

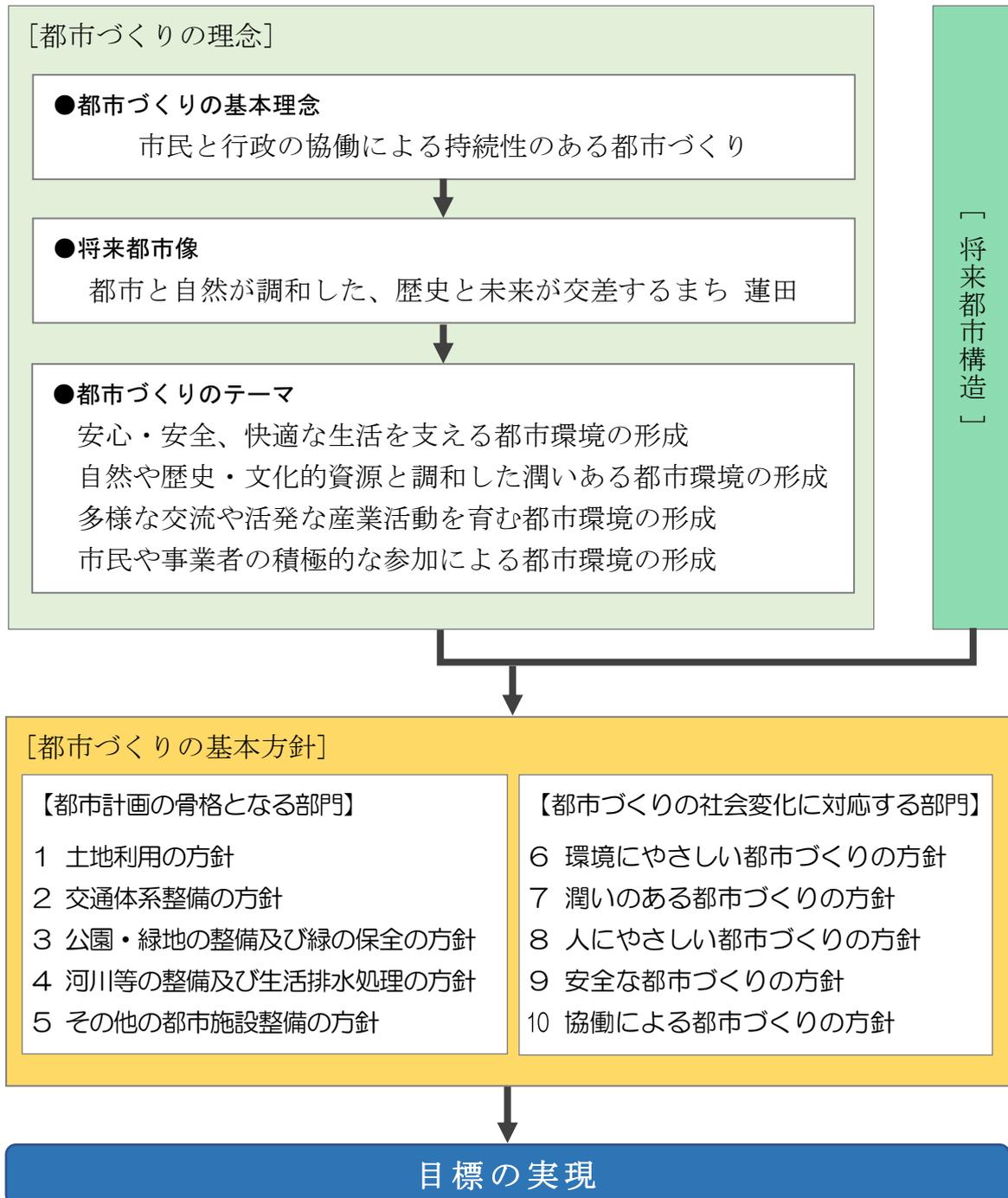
第5章

都市づくりの基本方針

■ 都市づくりの基本方針

都市づくりの目標で定めた「都市づくりの理念」「将来都市構造」等を実現するための都市づくりの基本方針を定めます。

都市づくりの基本方針は「都市計画の骨格となる部門」の5つの方針と「都市づくりの社会変化に対応する部門」の5つの方針により構成します。



第1節 土地利用の方針

1. 土地利用の基本方針

次のような基本的な方針に基づき、計画的な土地利用を推進します。

〔安心・安全、快適な生活を支える居住地の育成〕

本市は高度経済成長期に人口が急増した都市であり、居住都市としての性格を強く持っており、市民の安心・安全、快適な生活を支えるため、居住環境の充実を図っていくことが必要です。

地域の現況と将来像を踏まえ、居住系土地利用の位置づけを明確にし、適切な土地利用誘導を図るとともに、都市機能が集約された市の拠点や近隣地域における核となる拠点等の整備を進めていきます。

〔都市の活力を育む土地利用の育成〕

本市は東京都心部まで約40kmの距離に位置し、広域交通の利便性の高い都市であり、これらの特性を生かして、都市の活力を育む都市づくりを進めていくことが必要です。

新たな工業・流通業務系土地利用、交流や複合的な機能を育む土地利用等を積極的に整備・誘導していきます。

〔豊かな自然や歴史・文化環境の保全・活用〕

本市には、元荒川、綾瀬川、黒浜沼、山ノ神沼、西城沼や樹林地、農地等、水と緑の豊かな環境が残されています。これらの自然的特性を生かした土地利用は、市域のおおむね5割を占め、加えて住宅地に近接して位置しており、黒浜貝塚などの多くの歴史・文化的資源も残されています。

これらの豊かな自然環境と歴史・文化環境を、今後とも保全・活用していきます。

2. 土地利用の種類と配置方針

土地利用の基本方針に基づき、目標となる土地利用を次のように区分、配置し、適切な規制・誘導、事業の実施等により良好な環境の形成を図ります。

(1) 居住系ゾーン

市民の居住の場となる居住系土地利用として「住宅地ゾーン」「集落地ゾーン」を位置づけ、良好な居住環境の保全・整備を進めます。

① 住宅地ゾーン

おおむね現在の市街化区域内の住居系用途地域を指定している地域を住宅地ゾーンとして位置づけ、良好な住宅地環境の保全や更新を図ります。

蓮田駅周辺に広がる既成市街地では、幹線道路や歩行者空間などの都市基盤整備を進めるとともに、立地条件を生かした利便性の高い都市型住宅地の形成を誘導します。

土地区画整理事業や宅地開発事業などにより形成された市街地では、地区の環境や特性に応じてきめ細かなルールを定める地区計画の活用等により、低層住宅地としての良好な居住環境の保全・向上に努めます。

② 集落地ゾーン

市街化調整区域の既存の住宅団地及び集落と良好な緑地・農地が一体となった地域を集落地として位置づけ、自然環境や農業生産環境との調和を図りながら、生活環境の改善・整備を進めます。

また、市街化区域内に立地することが困難な施設であって、市が必要と認める施設については、土地利用の基本方針及び蓮田市各種計画と整合するものに限り、適切な規模の範囲で計画的な誘導を図ります。

[土地利用制限検討地]

集落地ゾーンのうち、豪雨時に大規模な浸水被害が予想される地区は、その利用の制限を検討します。

(2) 商業系ゾーン

市民の生活を支えるとともに地域の活力を高める商業系土地利用として「中心商業地ゾーン」「沿道サービスゾーン」を位置づけ、適正な土地利用を誘導します。

① 中心商業地ゾーン

都市拠点である蓮田駅周辺を中心商業地ゾーンに位置づけ、駅利用の利便性を向上させながら都市機能を集積させ、賑わいのある中心商業地の形成や都市型住宅を誘導するとともに、街路事業、地区計画などにより、駅前にはふさわしい土地利用を誘導します。また、ライフスタイルの変化や新型コロナウイルス対策に合わせて、シェアオフィスやコワーキングスペース等の「新しい生活様式」を取り入れた業務施設の整備を促進します。

② 沿道サービスゾーン

国道 122 号の一部及び主要地方道さいたま栗橋線の沿道を沿道サービスゾーンとして位置づけ、沿道周辺の居住環境に配慮しつつ、利便性の高い沿道型サービス機能の充実を図ります。

(3) 工業・流通業務系ゾーン

東北自動車道蓮田サービスエリア（下り線）周辺の工業団地は既存の豊かな自然環境を維持しながら操業環境の保全を図り、高虫西部地区は土地区画整理事業による産業団地整備を推進し、周辺環境に配慮しながら、雇用及び税源確保による地域活性化へと繋がる豊かで持続的な土地利用を誘導します。

[区域指定活用地]

根金・井沼地区周辺においては、都市計画法第 34 条第 12 号に基づく区域指定等を活用し、企業立地を誘導するとともに、整備済の工業・物流機能の保全を図ります。

(4) 農業系ゾーン

一団の水田や畑は、農作物の供給や保水機能を有しています。農業生産空間として農業基盤の整備、耕作放棄地の解消を進め、担い手に農地の集積・集約を図ります。

(5) 公園・緑地・レクリエーションゾーン

黒浜公園から日野手緑地周辺、黒浜沼、西城沼公園、国指定史跡黒浜貝塚、総合市民体育館（パルシー）及び総合文化会館（ハストピア）、山ノ神沼周辺は、スポーツや文化・芸術活動、生涯学習やボランティア活動の拠点として整備・活用します。

(6) 蓮田サービスエリア（上り線）周辺ゾーン

スマートインターチェンジの整備を予定している東北自動車道蓮田サービスエリア（上り線）周辺は、その立地条件を生かした土地利用の在り方を検討し、条件が整った段階で具体の土地利用を促進します。

(7) 公共公益施設ゾーン

市役所や独立行政法人国立病院機構東埼玉病院周辺を公共公益施設ゾーンとして位置づけ、周辺と調和した環境を創出・保全します。



蓮田駅西口再開発ビルから見たまち

第2節 交通体系整備の方針

1. 交通体系整備の基本方針

道路は都市の様々な交通を円滑に処理するとともに、上下水道・電気・ガス等の都市機能を収容する空間として、また、火災の延焼防止や風の通り道として、都市の安全性、快適性を確保する等、様々な役割を果たしています。

これまでは、車社会の進展に対応して、自動車交通を効率的に処理することに重点を置いた道路整備が進められてきました。その結果、経済活動や生活の利便性は高まりましたが、公共施設や公園、みどりの空間等をつなぐ街なかの回遊性が十分ではありませんでした。今後は、都市計画道路の早期開通を図るとともに街なかの回遊性を高めるための歩道空間の確保・高質化等により、賑わいあふれる持続可能な交通基盤の整備を進める必要があります。

加えて、自動車の自動運転等の新たな技術導入に対応した環境の整備を促進することも必要です。

〔広域と連携する道路網の整備〕

都市づくりは、広域的な機能分担と連携を基本として進める必要があります。加えて、近接して設置されている首都圏中央連絡自動車道白岡菖蒲インターチェンジ、桶川加納インターチェンジや東北自動車道蓮田スマートインターチェンジのフルインター化等により高まる広域的なポテンシャルを適切に受け止めることも必要です。

そのため、蓮田市と周辺市町及び広域との連携を強化する道路の整備を促進します。

〔都市を支える体系的な道路網の整備〕

本市の中心となる市街地は蓮田駅周辺にまとまっていますが、様々なエリア・拠点が分散立地しています。加えて、鉄道が中央部を南北に走り地域を分断しており、拠点間の連携や都市の一体性を強化していくことが必要です。そのため、都市を支える骨格的な道路を適切に整備します。

また、都市を支える骨格的な道路と連携して、都市的ゾーンや集落的ゾーンを支える道路を適切に整備します。あわせて、生活道路についても安全性に配慮し、維持・整備を図ります。

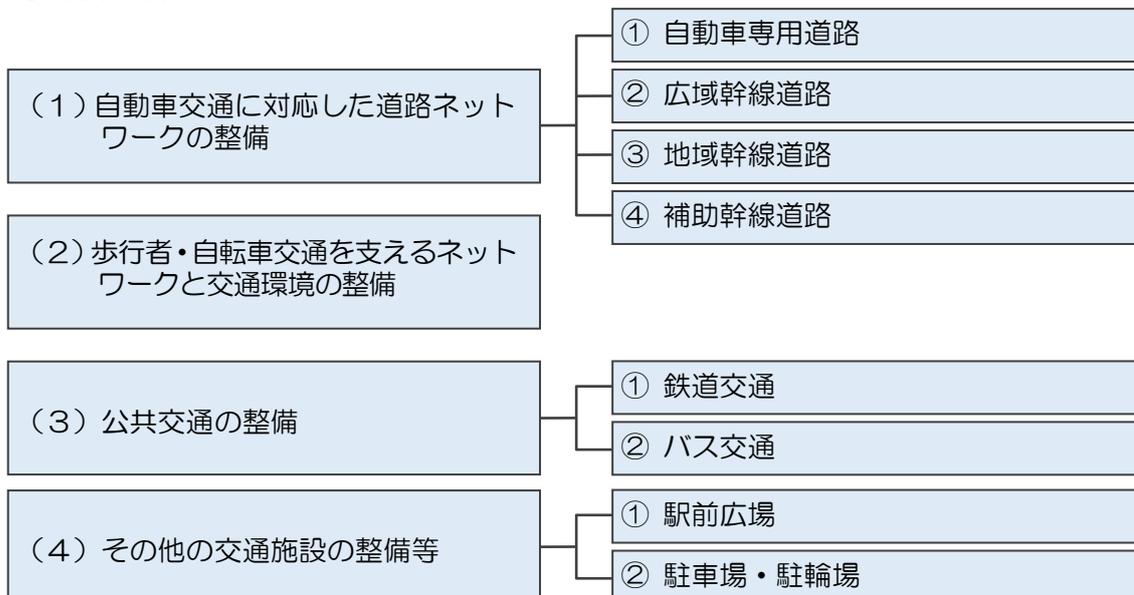
〔公共交通の利便性向上〕

超高齢社会においても、誰もが快適にまちなに出歩きやすく様々な活動ができるよう、鉄道や路線バスのほか、多様な交通手段について検討を行い、公共交通のさらなる利便性の向上を図ります。あわせて、市内で運行を行う交通事業の連携を促進させ、まちづくり施策と連携したネットワークの充実化につなげるため、旅客運送サービスや持続的な提供の在り方についても検討していきます。

鉄道交通については、鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社）とともに、鉄道事業における輸送力の一層の増強や更なる運行時間の拡大、駅設備の充実等を促進します。また、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の蓮田までの延伸に向けた活動を関係機関等と連携しながら継続していきます。

バス交通については、地域拠点と都市拠点とを結ぶネットワークを強化して、超高齢社会に対応した利便性の向上と持続可能な路線バスの維持を図ります。バスまちスポットやサイクルスタンド等の利用促進、超低床ノンステップバスによるバリアフリー化、駅と特定施設を結ぶ直通シャトルバスの運行など、地域住民が出歩きやすい輸送サービスの充実を図ります。

●方針の体系



2. 交通体系整備の方針

(1) 自動車交通に対応した道路ネットワークの整備

自動車交通を支える道路の段階構成と配置を次のように計画し、その未整備区間の整備や必要な交差点改良等を推進・促進するとともに、適切な維持・管理を行います。なお、橋梁等の道路重要構造物については、橋りょう長寿命化修繕計画等に基づき計画的な修繕・管理を行います。また、必要に応じて都市計画道路網の見直しを進めます。

① 自動車専用道路

東北自動車道に新たに整備された蓮田サービスエリア（上り線）と改築が予定されている蓮田サービスエリア（下り線）を活用した蓮田スマートインターチェンジのフルインター化により、東北自動車道を利用した高速道路ネットワークへのアクセスの向上を図ります。

② 広域幹線道路

本市と近隣市町を結ぶ道路を広域的なネットワークを形成する広域幹線道路として、国道122号、主要地方道さいたま栗橋線、主要地方道行田蓮田線、主要地方道さいたま菖蒲線、白岡市から伊奈町を結ぶ構想路線である（仮称）北部道路の5路線を位置づけます。

主要地方道行田蓮田線は、本市と首都圏中央連絡自動車道桶川加納インターチェンジを結び、加えて工業系土地利用を進める高虫西部地区を支える重要な路線であり、その利便性を高めるためバイパス区間の整備を目指します。また、（仮称）北部道路については、実現に向けて県や隣接市町との調整を図ります。

③ 地域幹線道路

既決定となっている都市計画道路を含め、次に示す 17 路線を本市における地域幹線道路として位置づけ、都市計画道路として決定している区間は、その未整備区間の整備を進めるとともに、その他の区間は実現に向けて検討を進めます。 注:(都)は都市計画決定済の道路を指す。

a. (仮称) 伊奈下蓮田線

伊奈町栄3丁目地区と下蓮田地区を結ぶ路線であり、(都)馬込下蓮田線を経由して、国道122号と主要地方道さいたま栗橋線を接続します。

b. (都) 蓮田駅東口黒浜線

(都)蓮田駅東口黒浜線を延伸し、県道蓮田杉戸線の改良を通じて、さいたま市内の主要地方道さいたま幸手線との接続を図ります。

c. (都) 川島橋工場団地線

(都)川島橋工場団地線を延伸し、(仮称)新S I Cアクセスルート及び白岡市道との接続を図ります。

d. (仮称) 南新宿笹山線

南新宿地区から笹山地区を結ぶ路線であり、県道白岡停車場南新宿線と(仮称)新S I Cアクセスルートとの接続を図ります。

e. (仮称) 椿山上尾線

椿山地区から関山地区を経て上尾駅を結ぶ路線であり、(都)城御林線及び伊奈町との接続を図ります。

f. (仮称) 南新宿黒浜線

蓮田サービスエリア(下り線)周辺において鉄道東西を結ぶ路線であり、県道白岡停車場南新宿線と(都)川島橋工場団地線との接続を図ります。

g. (県) 白岡停車場南新宿線

(仮称)南新宿黒浜線と白岡市及び主要地方道さいたま栗橋線との接続を図ります。

h. (都) 城御林線

黒浜地区と西城地区を結ぶ路線であり、地域生活軸の一部を形成します。

i. (都) 蓮田駅西口通線

御前橋地区から蓮田駅西口を経て主要地方道さいたま栗橋線との接続を図ります。

j. (仮称) 城下閨戸線

城地区から西新宿地区を経て下閨戸地区を結ぶ路線であり、東西方向での交通流動の円滑化を図ります。

k. (仮称) 貝塚閨戸線

白岡市から貝塚地区を経て国道 122 号を結ぶ路線であり、貝塚閨戸地域における交通流動の円滑化を図ります。

l. (都) 蓮田駅東口馬込線

東地区から馬込地区の道路環境の維持を図ります。

m. (都) 前口山ノ内線

主要地方道さいたま栗橋線との交差部の線形を検討します。

n. (都) 大宮蓮田線

蓮田地区の道路環境の維持を図ります。

o. 市道 55 号線他 (旧国道 122 号)

市道及び鉄道東側の県道蓮田鴻巣線からなる路線の踏切を通行する人と車の回遊性の向上を図ります。

p. (仮称) 新S I Cアクセスルート

蓮田サービスエリア (上り線) に整備が予定されている蓮田スマートインターチェンジとさいたま市岩槻区の馬込・北部工業団地方向とを結ぶ路線及びこれらと蓮田スマートインターチェンジを結ぶ路線を整備し、高速道路ネットワークの利便性を高めます。

q. 蓮田サービスエリア (下り線) アクセス道路

蓮田サービスエリア (下り線) の蓮田スマートインターチェンジにアクセスする既存道路について、その道路環境の維持・向上に努めます。

④ 補助幹線道路

①～③以外の主要な道路を、地域幹線道路と連絡して地区の生活交通をネットワークする補助幹線道路として位置づけ、その整備を進めます。

(2) 歩行者・自転車交通を支えるネットワークと交通環境の整備……………

自動車交通に対応した道路網とともに、生活者優先や健康な生活の確保の観点から歩行者及び自転車の通行に重点を置いた道路網の形成が重要です。

このため、地域幹線道路整備等に合わせ、歩行者通行空間や自転車通行空間の確保に努めるとともに、河川等における緑道や既存道路における歩行者・自転車通行空間の高質化とネットワーク化を通じて、歩行者・自転車交通を支えるネットワーク（歩行ルート）の形成を目指します。その際、一方通行化や時間帯による車両通行禁止ゾーン等の設置など、道路利用のためのソフト施策を検討します。

(3) 公共交通の整備……………

高齢化にともなう交通弱者の増加への適切な対応と、自動車交通による環境に対する負荷の軽減等を図るため、持続可能な輸送システムである公共交通の利便性を高めるとともに、利用促進に努めます。

① 鉄道交通

通勤・通学の時間帯における効果的な運行を図るため、鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社）に対して、運行時間の拡大や運行本数の増加等を要請します。

また、駅舎については、本市への玄関口として市民に親しまれる快適で機能的な複合型駅舎（商業施設等を併設した駅舎）となるよう、改築整備（駅ビル化）を積極的に要請及び支援します。

② バス交通

誰もが安全・快適に交流や活動の拠点等に出かけることができるよう、バス事業者に現状路線の維持・確保を要請するとともに利用促進に努めます。加えて、地域住民の足として一層の利便性の向上を目指し、新たな路線開設のための条件整備を進めるとともに、新たな輸送サービスについて検討します。

また、バスまちスポット、サイクルスタンド等によるバスの利用促進、超低床ノンステップバスの推進によるバリアフリー化など、移動環境の充実を図ります。

(4) その他の交通施設の整備等

① 駅前広場

現在確保されている駅前広場の機能・環境の維持・向上を図ります。

② 駐車場・駐輪場

中心市街地へのアクセスを確保し、「歩いて暮らせるまちづくり」を推進するため、蓮田駅の周辺部に民間活力を生かした利用者用駐車場を設置し、パークアンドライドを推進します。

路上駐車による交通渋滞や交通事故の発生を防止するとともに、安全で円滑な道路交通を確保するため、地域の実情に応じた路外駐車場の設置を促進します。

また、自転車使用者の利便の増進と放置自転車等に関する対策を引き続き実施するため、駅前広場周辺における自転車駐車を維持するとともに、民間による整備を促進します。



広域幹線道路



蓮田駅西口自転車駐車場



蓮田駅西口駅前広場



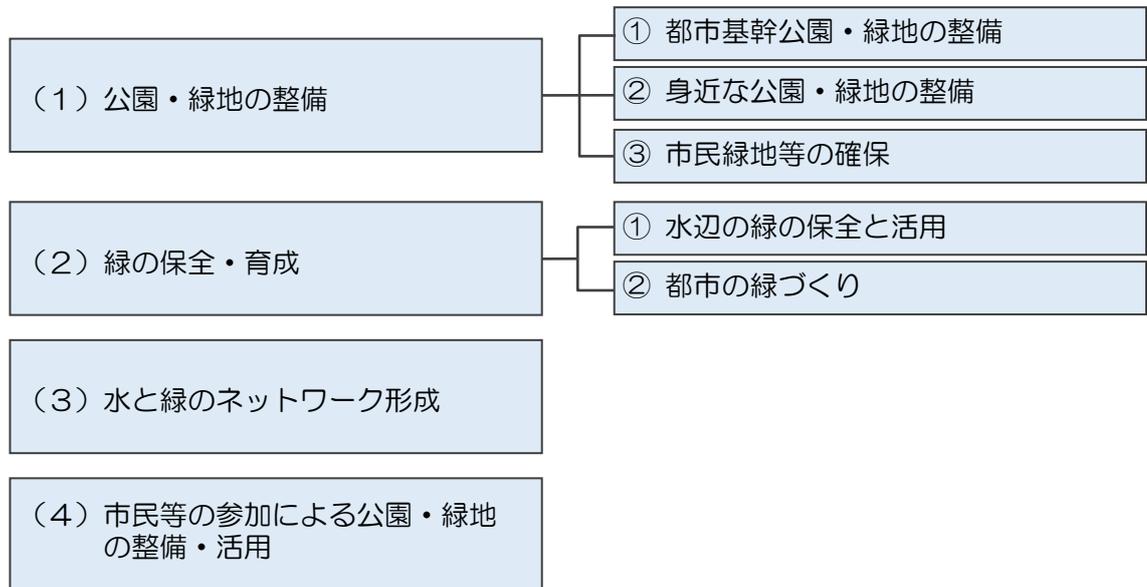
サイクルスタンド

第3節 公園・緑地の整備及び緑の保全の方針

1. 公園・緑地の整備及び緑の保全の基本方針

「環境基本計画」と連携して、今後とも自然を生かした公園の整備、身近な公園・緑地の整備等を行うとともに、それらと地域の自然環境、歴史環境とを結びつける歩行ルートの整備を進め、公園や緑とのネットワークの形成を図っていきます。

●方針の体系



2. 公園・緑地の整備及び緑の保全の方針

本市の歴史と文化を生かした公園・緑地の整備を進めるとともに、憩いと交流の場を提供する身近な公園やスポーツ施設等を適正に配置・整備します。また、現在設置されている公園・緑地については、計画的な維持・修繕を図るとともに、バリアフリー化や防災機能の確保に努めます。新たに設置する公園・緑地については、市民のニーズを捉えた特色のある公園・緑地の整備を推進します。

(1) 公園・緑地の整備

① 都市基幹公園・緑地の整備

西城沼公園、黒浜貝塚、黒浜公園とその周辺地については、蓮田市における緑のシンボルゾーン（オアシス空間）として位置づけます。

黒浜沼及び山ノ神沼周辺については、自然環境を保全・活用するため、新たに親水型の都市基幹公園・緑地の整備を推進します。

② 身近な公園・緑地の整備

まとまりのある樹林地については、市民緑地や公共施設緑地等として保全・活用に努めます。既存の小規模な公園については、利用者の安全に配慮しつつ、良好なオープンスペースの確保を図ります。

また、公共施設における空地等を利用した児童遊園などの充実・強化を通じて、身近な公園・緑地としての有効利用を図ります。

加えて、道路や水路等の整備に合わせ、潤いと親しみの感じられる緑地空間の確保に努めます。

③ 市民緑地等の確保

生活圏の単位となる各地域において、市街化区域の比較的規模の大きなまとまりのある樹林地等を活用して、地域住民の安らぎや交流の場となる基幹的な緑地等の確保を目指します。

また、市街化区域内の農地は、良好な都市環境を形成する上で有効であるという視点から、生産緑地法等に基づき、農地の保全・活用を図ります。

(2) 緑の保全・育成

本市の水と緑の豊かな都市構造を保全していくとともに、憩いの場となるオープンスペースとして活用します。また、都市の緑化を進めます。

① 水辺の緑の保全と活用

元荒川、綾瀬川、見沼代用水などの豊かな水環境を生かし、憩いの場、水辺空間の場等の形成に努めます。

② 都市の緑づくり

地域単位の緑化、施設敷地内の緑化等を促進し、花と緑の多い潤いある都市を育成します。

学校やコミュニティ施設等の公共施設の緑化や街路樹の適正な整備により市街地の緑を豊かにし、地域の緑と合わせて、緑豊かな都市環境を形成します。

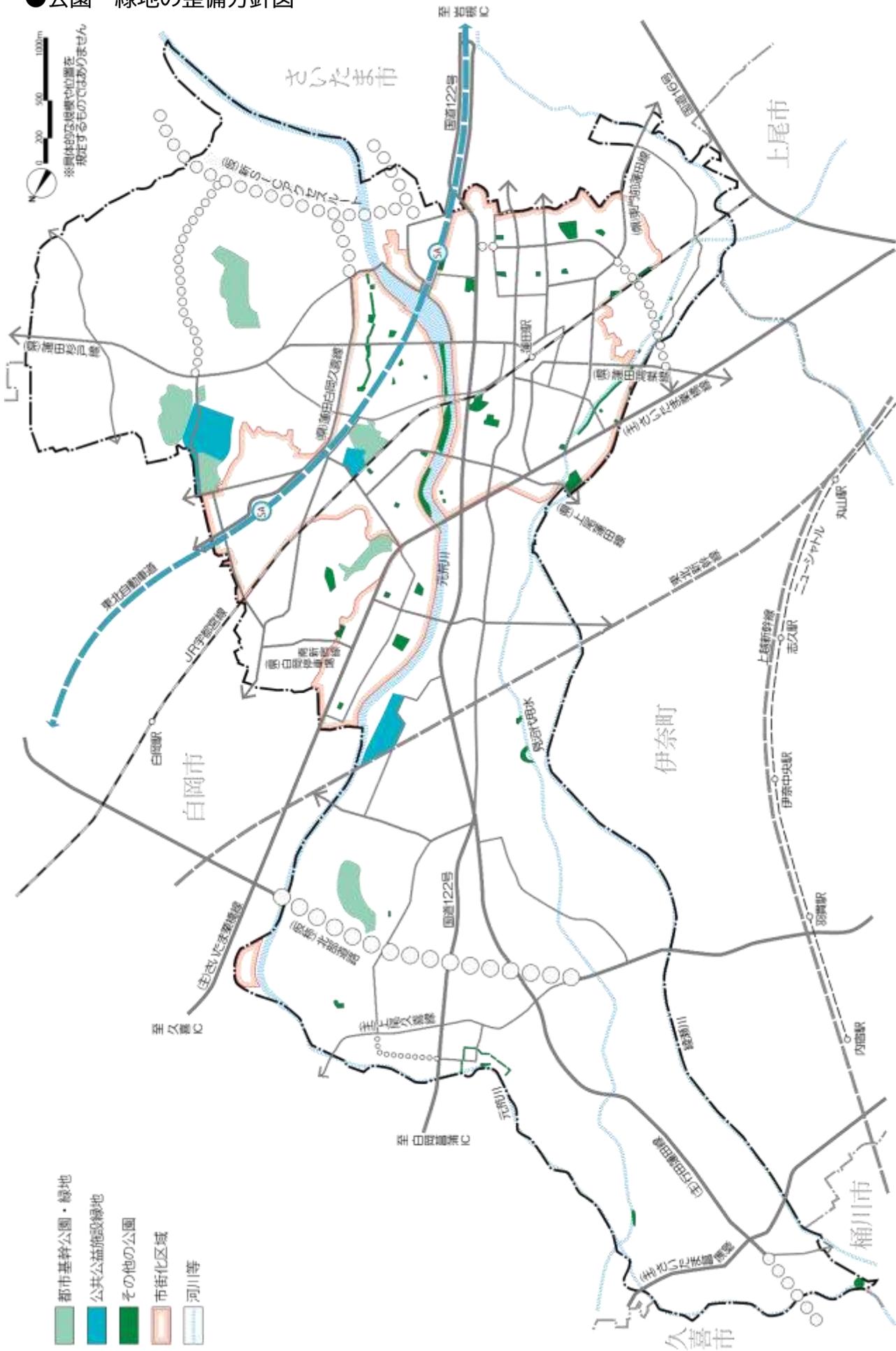
(3) 水と緑のネットワーク形成

中心的な公園・緑地を連絡する歩行空間や河川空間等を活用し、水と緑の歩行系ネットワークの形成を図ります。

(4) 市民等の参加による公園・緑地の整備・活用

市民参加による公園のアダプトプログラムや地元管理制度を広げるとともに民間活力等新たな仕組みを検討し、公園・緑地の整備・活用を進めます。

●公園・緑地の整備方針図



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
参考資料

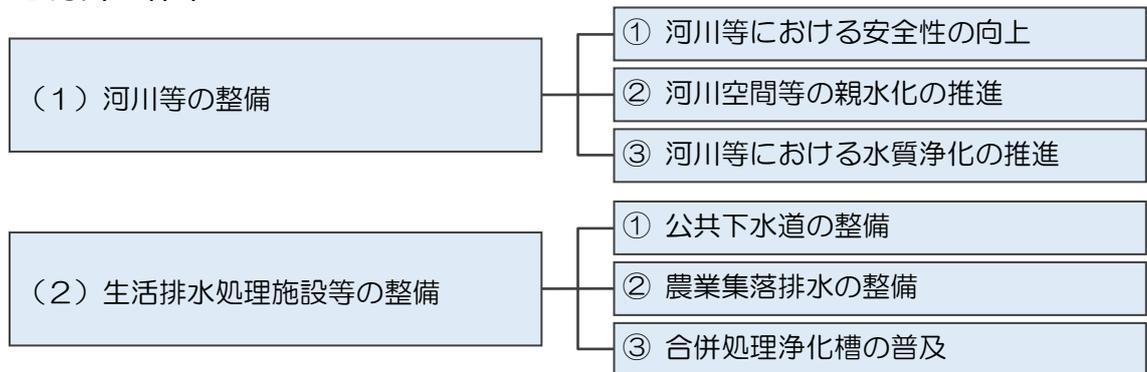
第4節 河川等の整備及び生活排水処理の方針

1. 河川等の整備及び生活排水等の処理の基本方針

水害を防止するため河川・水路・池沼等の整備を促進・推進していくとともに、河川等の自然環境の保全を図り、水辺を自然体験や住民の憩いの場として活用していきます。

また、生活排水については、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により適切な処理を進めていきます。

●方針の体系



2. 河川等の整備及び生活排水等の処理の方針

(1) 河川等の整備

本市の河川等は、一級河川の元荒川と綾瀬川、これにつながる準用河川や水路があります。

元荒川と綾瀬川は、市内に降った雨の最終放流先となりますが、河川改修が進んでおらず、洪水の発生が懸念されています。さらに、大型の台風等の集中豪雨により、元荒川と綾瀬川の水位が上昇するとバックウォーター現象により準用河川や水路の雨水の排水ができなくなり、道路冠水や家屋の浸水、田畑の冠水などの内水被害が発生している状況にあります。

また、近年、元荒川や綾瀬川の水質は改善されつつありますが、かつてのような水と親しめる河川環境ではありません。

そのため、河川管理者等と調整を図り、河川の安全性の向上と自然の回復を目的とした整備を推進し、安心かつ水と親しめる環境の創出に努めます。

① 河川等における安全性の向上

元荒川や綾瀬川については、洪水の発生を防止するため、川底に堆積した土砂の浚せつによる河川断面の確保や調節池の設置等を河川管理者に要請し、安全性の向上に努めます。

また、準用河川や水路については、草刈りや浚せつ等、維持管理を適切に行い、安全性の向上に努めます。そのほか、新たな土地開発等に対しては、雨水の貯水機能や浸透機能を向上させ、豪雨時に流出する雨水を抑制するよう指導していきます。

② 河川空間等の親水化の推進

河川・池沼等における安全性の確保とともに、水生植物や小動物が生息できるような自然の生態系を回復する工法（多自然型工法等）の導入等、親水性の確保に努めます。

また、河川等の周辺においては、ごみ等の不法投棄を防止し、くつろぎの空間となるように緑化の推進を図るとともに、遊歩道やサイクリングロード等の整備を通じて、河川空間等の有効利用に努めます。

③ 河川等における水質浄化の推進

河川等が身近な憩いの場として、安らぎを感じさせる空間となるためには、水質の浄化が重要です。

このため、下水道等の整備を通じて水質汚濁の防止を徹底するとともに、ごみの不法投棄の防止、河川等に通ずる排水路や道路側溝の清掃などに努め、水辺環境の保全・向上を目指します。

(2) 生活排水処理施設等の整備

下水道等は、公共用水域の水質保全、市街地等での雨水による浸水の防止、市街地及び農村集落地域での生活環境の改善、自然環境の保全等に必要不可欠な施設です。

このため、市街地を中心とする区域においては「公共下水道」、農村集落地域においては「農業集落排水」により、水質及び環境の保全と生活基盤整備の推進を図ります。なお、公共下水道及び農業集落排水が整備されていない区域では、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

高虫西部地区の産業団地においても汚水処理の需要が見込まれることから、公共下水道又は合併処理浄化槽等による適切な排水処理を図ります。

① 公共下水道の整備

本市では、昭和47年度の中川流域下水道事業の計画決定に伴って、公共下水道計画を策定し、昭和53年度から整備に着手しました。

現在の全体計画面積は約1,616ha、事業認可区域(汚水)は約815haです。

今後は、事業認可区域の早期完成を図るとともに、未整備区域については公共下水道事業としての費用対効果及び収益性等を勘案し、事業着手を目指していきます。また、台風及び局地的大雨(ゲリラ豪雨)などによる浸水被害を軽減するため、雨水管の整備を推進していきます。

② 農業集落排水の整備

農村集落地域での生活環境の向上、農業用排水の水質保全のため農業集落排水事業を推進していきます。また、未整備となっている処理区については、地域の実情を勘案し、生活排水処理の方法について検討していきます。

③ 合併処理浄化槽の普及

公共下水道及び農業集落排水が整備されていない区域の生活環境の向上、公共用水域の水質保全のため、トイレの排水のみを処理する単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から生活排水の全てを処理する合併処理浄化槽への転換を促進していくほか、浄化槽の清掃・保守点検・法定検査（水質検査）を啓発していきます。

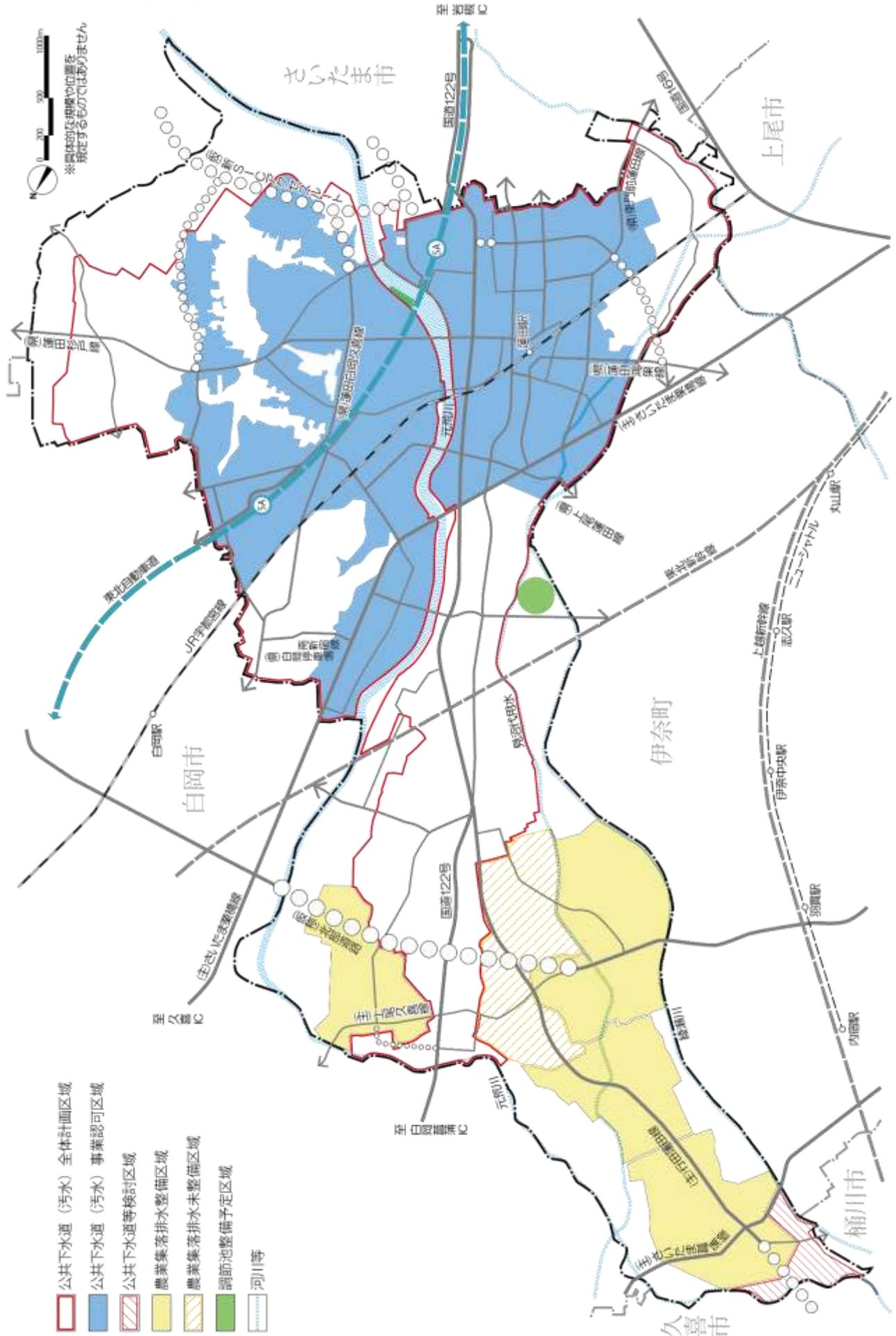


西新宿地区第一排水機場



蓮田市水道部

●河川・下水道等の整備方針図



第5節 その他の都市施設整備の方針

1. その他の都市施設整備の基本方針

市民の生活と様々な産業活動を安定的に支えるため、水道施設やごみ処理施設等の公共公益施設の適切な整備・更新を進めていきます。

また、老朽化した施設については、周辺に及ぼす影響や市民ニーズ等を総合的に判断し整備を進めていきます。

●方針の体系

(1) 水道施設の整備

(2) 廃棄物処理施設の整備

(3) その他の施設の整備

2. その他の都市施設整備の方針

(1) 水道施設の整備

市民の生活や産業活動を安定的に支えるため、老朽化した配水管等の施設について、計画的に更新していくことで各施設の耐震化を図り、あわせて適切な維持管理を行います。

(2) 廃棄物処理施設の整備

蓮田白岡衛生組合が運営するごみ処理施設等の適正な管理・更新を促進します。また、し尿処理施設の更新については、公共下水道・農業集落排水と一体的な計画を図ることで経済的で効率的な処理が行えることから下水道放流方式等を検討します。

(3) その他の施設の整備

市庁舎、小・中学校、公民館等の施設は、災害時における防災拠点施設、避難場所としての役割を果たすことから、「公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、適切な施設整備と環境整備の充実を図ります。

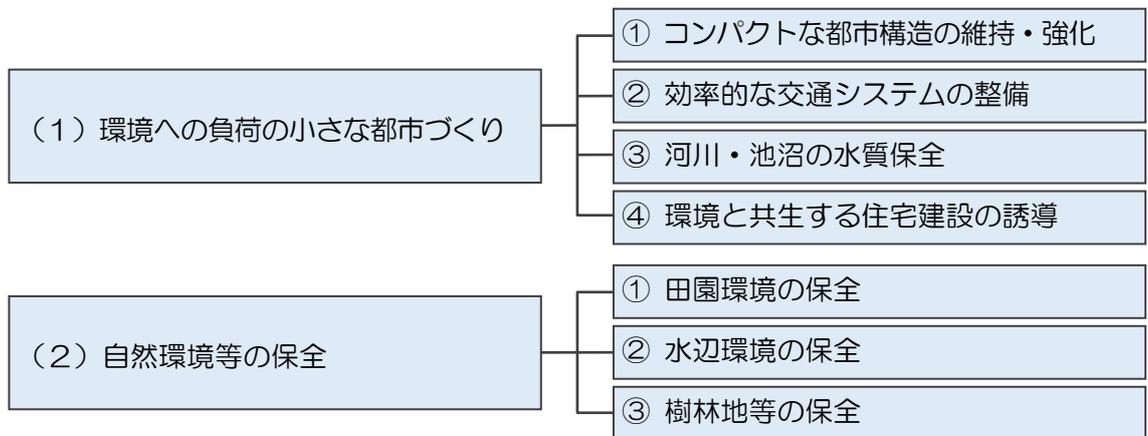
第6節 環境にやさしい都市づくりの方針

1. 環境にやさしい都市づくりの基本方針

地球規模の環境問題に都市づくりの視点からも対応していくため、環境との共生に取り組むための指針となる「蓮田市環境基本計画」を踏まえ、環境への負荷の小さい低炭素社会に向けた都市づくりに取り組んでいきます。

また、本市の身近に親しめる豊かな自然環境を大切にして、次の世代に引き継いでいきます。

●方針の体系



2. 環境にやさしい都市づくりの方針

(1) 環境への負荷の小さな都市づくり

二酸化炭素の排出量の削減等地球規模の環境問題に対応していくため、合理的な土地利用や排出ガスの抑制等につながる効率的な交通体系の整備等を進めます。

① コンパクトな都市構造の維持・強化

「立地適正化計画」と連携して、市街地内の低未利用地の有効活用や、中心市街地の土地利用効率を高めること等により、現在のコンパクトな都市構造を維持し、環境への負荷を抑えます。

② 効率的な交通システムの整備

公共交通の利用促進によるマイカー交通の抑制とあわせて、公共交通機関の低公害化のため、低公害車両の導入促進や効率的な運行システムの導入に向け支援を検討します。

また、道路ネットワークの整備を進め、自動車交通を円滑にすることで、排気ガスの排出量を抑制します。

③ 河川・池沼の水質保全

河川・池沼の水質保全のため、適切な生活排水処理を推進します。

④ 環境と共生する住宅建設の誘導

家庭用太陽光発電システムの設置の推進や、環境負荷の少ない住宅整備に関する情報提供に努めます。

(2) 自然環境等の保全

本市は身近に親しむことのできる豊かな自然環境を有しており、これらの保全に努めます。

① 田園環境の保全

本市の東部地域及び西部地域に広がる田園環境は、都市生活において自然を感じることができる貴重な空間と位置づけられます。

このため、農地が持つ多面的な機能に配慮しながら、田園環境の保全に努めます。

また、耕作放棄地の発生を防止するため、農地の流動化や集団化を推進します。

② 水辺環境の保全

元荒川、綾瀬川、見沼代用水については、「水の軸」として環境整備を促進します。

また、黒浜沼、山ノ神沼、西城沼は本市の代表的な自然環境であり、水質浄化対策の充実とともに景観及びビオトープに配慮した親水護岸化や緑化等の推進を図り、特色ある水辺環境として保全に努めます。

③ 樹林地等の保全

市内には比較的多くの樹林地や屋敷林が残っており、起伏の少ない単調な環境の中でアクセントを与え、潤いを感じさせる存在となっています。

このため、周辺の土地利用に配慮しつつ、市民緑地制度の活用等により樹林地の保全に努めます。

第7節 潤いのある都市づくりの方針

1. 潤いのある都市づくりの基本方針

景観に対する市民の意識を高めるとともに、景観形成のルールづくりに取り組みます。また、都市と豊かな自然が融合する景観を整備し、潤いある都市を実現していきます。

●方針の体系

(1) 自然を生かした景観の形成

(2) 住宅地における良好な景観の形成

(3) 魅力ある都市景観の形成

2. 潤いのある都市づくりの方針

(1) 自然を生かした景観の形成

元荒川、綾瀬川、見沼代用水等の河川・用水や、黒浜沼、山ノ神沼等の池沼による水辺の景観、広がりのある農地に平地林や屋敷林を伴った集落からなる田園の景観は、蓮田市の郷土景観であり、多くの市民が愛着と誇りを持っています。これらを保全するとともに、交流を育む場として生かしていきます。

(2) 住宅地における良好な景観の形成

地区計画等の制度を活用し、住宅の色彩や形態等の調和を図るとともに、生垣等による緑の創出で潤いのある街並みを形成します。

(3) 魅力ある都市景観の形成

都市拠点における魅力ある商業地の景観やこれと調和した景観、幹線道路沿道における統一感のある街路樹の植栽や違反屋外広告物の除去、市役所等の公共施設におけるデザインの魅力化や地域性豊かなサインの設置等を検討・推進します。

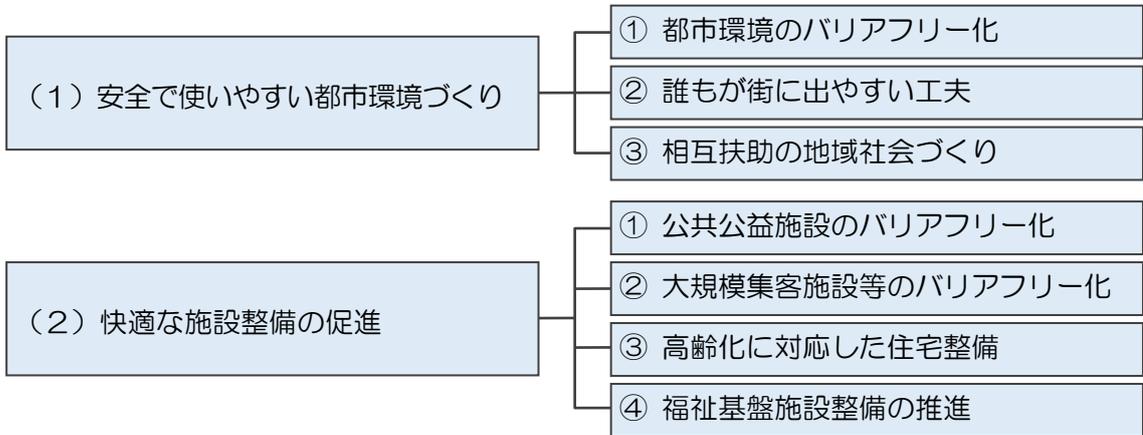
第8節 人にやさしい都市づくりの方針

1. 人にやさしい都市づくりの基本方針

超高齢社会に対応し、住民がお互いに助け合える地域社会を育成していくため、地域のコミュニケーションが生まれやすい生活基盤づくりに取り組んでいきます。

また、使いやすく分かりやすい都市づくりに向けて、歩行環境のバリアフリー化をはじめユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を進めていきます。

●方針の体系



2. 人にやさしい都市づくりの方針

(1) 安全で使いやすい都市環境づくり

歩行環境をはじめとする都市基盤のバリアフリー化とその連続性の確保に取り組み、さらに発展させて誰もが使いやすいユニバーサルデザインの都市づくりを進めます。

① 都市環境のバリアフリー化

高齢者や障がい者、妊婦、ベビーカー利用者等が、安全・円滑に日常生活を送れるよう道路や公園、鉄道駅などの公共空間を中心にバリアフリー化を推進し、人にやさしい都市環境の形成を目指します。

さらに、官民が協働してユニバーサルデザインを採用した都市環境の整備を推進します。

② 誰もが街に出やすい工夫

鉄道駅及び駅前広場のバリアフリー化を進めます。

バス交通を利用しやすくするため、バス停留所の環境整備や超低床ノンステップバスの導入促進等に取り組みます。

路線バスの利便性の維持を図るとともに、変化する交通需要にきめ細かく対応できる柔軟性のある運行システムの構築を推進します。

目的地や今いる場所が分かりやすい都市にするため、誰もが見やすい位置に分かりやすい案内板やサインの設置、バリアフリー情報等の提供に取り組みます。

③ 相互扶助の地域社会づくり

様々な人々が交流し助け合うことのできる地域社会を育成するために、小・中学校区単位程度の身近な生活圏において、多世代の交流が育まれる拠点の創出を促進していきます。

(2) 快適な施設整備の促進

福祉施設等の高齢者や障がい者が利用する施設を始め、多くの住民が利用する市役所・病院等の公共公益施設や大規模集客施設等については、快適性ややさしさに最大限の配慮をした施設整備を誘導します。

① 公共公益施設のバリアフリー化

市役所や福祉施設等の公共公益施設は、分かりやすい案内表示及び段差の解消やエレベーター、スロープの設置を進めます。

多くの人が利用する公共施設や民間施設の駐車場は、車いす利用者が利用しやすいよう広めの駐車スペースの確保に取り組みます。

② 大規模集客施設等のバリアフリー化

大規模集客施設等、人の多く集まる施設のバリアフリー化を誘導します。

③ 高齢化に対応した住宅整備

駅前住宅の建替えに際して、高齢者に対応した整備を促進するとともに、民間住宅に対する高齢化に対応した住宅改善への支援を充実します。

④ 福祉基盤施設整備の推進

超高齢社会を迎え、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉を支援する基盤施設等の整備を推進します。



バリアフリー化された歩道



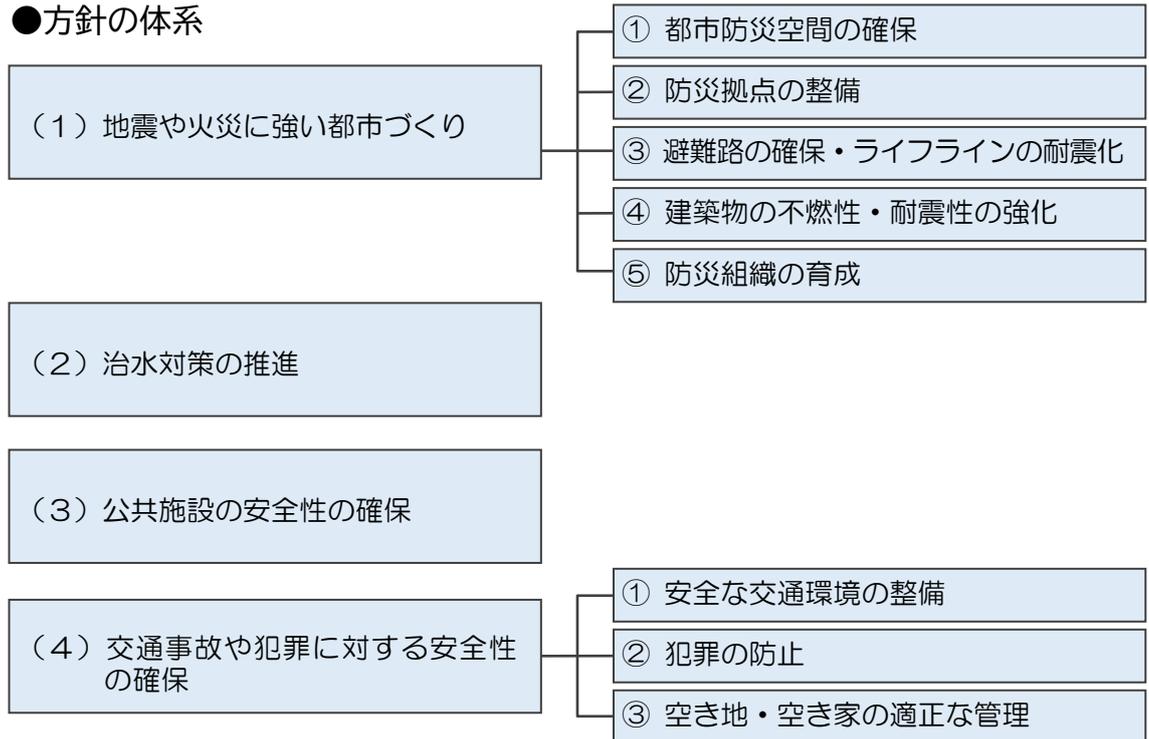
音声付点字案内板

第9節 安全な都市づくりの方針

1. 安全な都市づくりの基本方針

災害等から市民生活や都市を守り、市民が安全に安心して暮らすことができるよう、自然災害等による被害を最小限に抑え、避難・救援活動等が円滑に行えるように都市環境の整備を進めていきます。

●方針の体系



2. 安全な都市づくりの方針

(1) 地震や火災に強い都市づくり

① 都市防災空間の確保

市街地においては、建築物の密集や老朽化がみられることから、災害時における火災等の二次災害の被害を最小限に抑えるため、緩衝帯（延焼遮断空間）や都市防災空間の整備を推進します。

また、面整備を活用しながら、災害時に必要な各種の機能が集積した最低限の都市機能を備えた街区の整備を推進します。

② 防災拠点の整備

避難所として学校、公共施設を指定していますが、収容人員の更なる拡充のため、新たな避難所の確保を図るとともに、避難所における感染症対策を検討・実施していきます。

また、防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害廃棄物集積所、ヘリポート等の災害応急対策施設や避難場所となる防災拠点（防災公園）の整備について、「蓮田市地域防災計画」を踏まえ検討します。

③ 避難路の確保・ライフラインの耐震化

幹線道路ネットワークの整備を通じて、緊急輸送道路の確保を図るとともに、都市基盤施設としての生活道路の整備により、安全な避難路の拡充に努めます。

また、水道及び下水道施設の耐震化、浸水及び停電対策を進め、災害に強いライフラインを確立します。

④ 建築物の不燃性・耐震性の強化

災害時における被害の拡大を抑制するため、建築物の不燃化及び耐震化を促進するとともに、公共施設における耐震性の向上を図るための対策を推進します。

特に、建築物が集積する中心市街地等においては、火災の危険性を低減するため、建物の不燃化を促進する「防火地域」や「準防火地域」の指定について検討します。

⑤ 防災組織の育成

防災意識の向上や情報共有化を図るとともに、日常生活における住民の自主的・主体的な防災活動等を支援し、災害に強い地域社会の形成を目指します。

(2) 治水対策の推進

近年、大型の台風や局地的大雨（ゲリラ豪雨）による浸水被害が頻発しています。浸水被害の要因として、局所的な集中豪雨により側溝、水路及び雨水管の排水能力を超えることや、市内の雨水の最終的な放流先である元荒川や綾瀬川の水位が上昇し、地域に降った雨水が放流できなくなることで冠水が発生する内水氾濫、利根川や荒川等の決壊による外水氾濫があります。そのため、側溝、排水路、雨水管の整備等を推進します。

また、農地の減少や宅地開発等によって地域の保水機能の低下が見られることから、駐車場等における透水性舗装や開発時における調整池等の確保等を促進します。

加えて、河川の流下能力の向上、堤防の強化を図るため、河川管理者に川底に堆積した土砂の浚せつ、河川改修の促進を要請していきます。

(3) 公共施設の安全性の確保

公共施設の維持管理について、機能の予防保全の観点から、定期的な点検・診断を実施し、市民の安心・安全な施設利用を保持します。

(4) 交通事故や犯罪に対する安全性の確保

① 安全な交通環境の整備

歩行者、自転車の安全性の確保、快適な買い物空間の確保を図るため、通学路や商店街等を中心として、交通安全施設の整備及びゾーン30の指定や交通規制等により安全な交通環境の整備を進めます。

② 犯罪の防止

犯罪の発生を防止するため、公園等の整備にあたっては、公園の外からの死角をつくらない工夫を行います。また、通学路や飲食店街等の適正な照度を確保するため、街路灯の整備を促進します。

③ 空き地・空き家の適正な管理

空き地、空き家等の現状を調査し、今後の管理の在り方を検討し適切な対応を進めます。

第10節 協働による都市づくりの方針

1. 協働による都市づくりの基本方針

都市計画マスタープランに示された都市の目標像は、公共施設・公共空間の整備だけでなく、民有地の土地利用や整備後の環境の維持・管理により実現されます。

プランの実現化には、市民や事業者（民間企業・各種団体など）の理解と協力が不可欠であると同時に、行政の事務・事業だけでなく、市民や事業者が主体となり、地域に根差して創意工夫されたまちづくり活動を展開していく必要があります。

そのため、まちづくりの担い手となる市民、事業者と行政それぞれが役割分担を果たしていくことが重要です。

〔市民の役割〕

市民参加の都市づくりにおける市民の役割は、身の回りの生活環境や都市づくりについて学習するとともに、自らできることを主体的に実施し、身近な生活環境等の在り方について地域の人々と共に考え、その実現に向けて都市づくりに積極的に参加していくことが求められます。

〔事業者の役割〕

地域の構成員としての事業者の役割は、単に地域における経済的活動にとどまらず、商品やサービスの提供を通じて地域での生活利便の向上に資すること、市民に対して就業の場を提供することなどにより、深く都市づくりに関わっていくことが求められます。

都市開発等に関わる事業者の役割は、都市づくりの当事者として、これまでに蓄積された技術や情報等を地域の中で生かし、より質の高い開発や整備を推進していくことが求められます。

〔行政の役割〕

市民参加の都市づくりにおける行政の役割は、市民の都市づくりに関する動きや活動に対して、情報提供や技術提供などの支援を行いながら、計画的に都市づくり事業の具体化を図っていくことが求められます。

また、必要に応じて、地域の問題点等を市民に問題提起し、行政の観点からよりよい地域づくりを目指していくこともその役割となります。

2. 協働による都市づくりの方針

まちづくりへの市民や事業者の参加の体制・制度を整えて、協働による都市づくりを促進します。

(1) まちづくり情報の共有

市民や事業者がまちづくりに参加しやすいよう、多様な媒体・手段により、まちづくりに係る情報を積極的に公開・提供します。

(2) 市民のまちづくり活動の支援

市民や事業者が地域環境の管理や地域社会の運営(エリアマネジメント)に自主的に取り組む仕組み等を整え、行政と役割分担して、主体的に活動できるように各種の支援を行います。

(3) 参加に係る制度の拡充、運用促進

市民の意向を反映したまちづくりの計画を策定するため、パブリックコメントなどによる広い意見の聴取や策定組織への参画などにより、計画段階からの市民参加を促進します。

「都市計画提案制度」や「地区計画等の案の申出制度」などの住民・地権者による地区レベルの都市計画の提案制度の普及・活用を促進します。

市民に身近な地域の道路や公園・緑地が、親しみやすく使いやすい公共空間となるよう、「ロードサポート制度」「公園のアダプトプログラム」や「農業従事者や地域住民による水路の清掃」などの市民や事業者の参加により公共施設の管理、美化を行う制度の確立と適正な運用を図ります。



まちづくりアンケートの様子

